



# PSE Newsletter

確定申告も終わり、桜の蕾もちらほら見える季節となりました。

さて、以前にも一度ご案内した『**中小企業倒産防止共済制度**』ですが、制度の概要についての説明が多く、税務面での詳細をあまり入れなかったのが今回あらためて説明させていただければと思います。また、令和6年度の税制改正にて一部取扱いが変わるので、その点につきましても併せてご案内したいと思います。

**加入条件** 【**継続して1年以上事業を行っている法人及び個人事業主**です。】

## ●法人の場合

加入できない業種



医療法人、NPO法人、農業協同組合、外国法人等

## ●個人の場合

加入できる業種



事業所得の人（開業医やプロのスポーツ選手なども加入可能。）  
また飲食店などの売掛債権が発生しない事業主の場合、この制度による貸付金は受けられませんが、共済には加入できるので、**節税対策**はできます！  
※ 事業所得が条件となるので、不動産所得の方は加入できません。



**税務上の扱い** 【**支払った年の支払った金額が全額損金算入**となります。】

## ●法人及び個人とも、前納したとしても「**前払費用**」にする必要はありません。

支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものの支払に該当しますので、支払日の損金算入が可能となります。例えば、3月決算法人が3月20日に制度に加入し、240万円を前納した場合でも全額損金となるので、実効税率30%とすると**72万円の節税効果**となります。

【3月決算法人】



【3月20日に制度に加入】

240万円を  
前納



240万円が**全額損金**となる。

実効税率30%とすると、 $240万円 \times 30\% = 72万円$

**節税効果**

**令和6年税制改正** 【**解約後の再加入について制限が設けられました。**】

## ●この共済の掛け金は、上限が800万円までと決められています。よって年間240万円を支払っていると3年4か月で上限に達してしまい、4年間しか節税効果が得られないので、一度解約して再度加入し、節税効果を継続させることができました。

しかし、令和6年10月1日以後の解約については、解約後2年を経過するまでは、再加入したとしてもその掛金は損金算入できないこととなりました。

上記の各ポイントを踏まえて、短期間で大きな節税をするのか、長期間少しずつの節税を目的とするかを考慮する必要があります。

3月決算法人もまだ間に合います！利益の状況に応じて、お手続きされてはいかがでしょうか。